

第47期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

個 別 注 記 表

連 結 注 記 表

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

株 式 会 社 **みちのく銀行**

「個別注記表」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第20条の規定に基づき、当行ホームページ(<https://www.michinokubank.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

第47期（2018年 4 月 1 日から 2019年 3 月31日まで）個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年～8年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー一見積法）により計上することとしております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2010年事業年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、2011年事業年度から直接減額を行っておりません。当事業年度末における2010年事業年度までの当該直接減額した額の残高は1,180百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役等への当行株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り必要と認める額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 平成30年2月16日）に基づき、原則として繰延ヘッジを適用しております。なお、当事業年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はありません。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

10. 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親法人として、連結納税制度を適用しております。

追加情報

(取締役及び執行役員に対する株式給付信託 (BBT) に係る取引)

当行は、社外取締役でない取締役 (監査等委員である取締役を除きます。) 及び執行役員 (以下、あわせて「取締役等」といいます。) の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」 (以下、「本制度」といいます。) を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当行取締役会が定める役員株式給付規程に従い、役位、業績達成度等に応じて当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭 (以下、「当行株式等」といいます。) が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

2. 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く。) により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は当事業年度845百万円、417千株であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 6,499百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,212百万円、延滞債権額は20,217百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。) のうち、法人税法施行令 (昭和40年政令第97号) 第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は772百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,202百万円であります。なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,228百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 30,237百万円

その他の資産 31百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,304百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券2,000百万円及びその他の資産7,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金301百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、345,687百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が335,348百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額 2,203百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 18,797百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,472百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は20,023百万円であります。

13. 取締役及び取締役監査等委員との間の取引による取締役及び取締役監査等委員に対する金銭債権総額 5百万円

14. 関係会社に対する金銭債権総額 19,777百万円

15. 関係会社に対する金銭債務総額 8,649百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 61百万円

役務取引等に係る収益総額 20百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 23百万円

その他の取引に係る収益総額 一百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 4百万円

役務取引等に係る費用総額 7百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 一百万円

その他の取引に係る費用総額 298百万円

2. 当事業年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額20百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額（百万円）
青森県内	営業用店舗	建物等	3
青森県外	営業用店舗	土地・建物等	17
合計			20

営業用店舗については、原則としてエリア営業体制の統括店を母店とする業務の関連性、補完性の強い店舗から構成されたエリア店等をグルーピングの単位とし、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	623	2	69	556	(注) 1、2
A種優先株式	－	－	－	－	
合計	623	2	69	556	

(注) 1. 普通株式の自己株式の当事業年度末株式数には、株式給付信託（BBT）が保有する株式417千株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買受による増加	2千株
普通株式の自己株式の減少数の内訳は次のとおりであります。	
株式給付信託（BBT）からの給付による減少	69千株
単元未満株式の買増請求による減少	0千株

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2019年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (2019年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	14,210	14,331	121
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	5,813	5,795	△17
合計		20,023	20,127	104

3. 子会社・子法人等株式 (2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	6,402

(注) 子会社・子法人等株式は非上場株式であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価及び差額は記載しておりません。

4. その他有価証券（2019年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	6,928	5,419	1,509
	債券	7,427	7,404	23
	国債	—	—	—
	社債	7,427	7,404	23
	その他	22,312	21,869	443
	小計	36,669	34,693	1,975
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,924	2,347	△423
	債券	111,032	111,113	△81
	国債	110,869	110,950	△81
	社債	163	163	△0
	その他	51,264	54,841	△3,577
	小計	164,221	168,302	△4,081
合計		200,890	202,996	△2,105

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,502
その他	1,005
合計	3,507

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
該当事項はありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,596	895	—
債券	447,794	551	558
国債	447,794	551	558
社債	—	—	—
その他	8,471	472	—
合計	457,862	1,919	558

7. 保有目的を変更した有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
該当事項はありません。
8. 減損処理を行った有価証券
 売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
 当事業年度における減損処理額は、131百万円であります。
 また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。
 - ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
 - ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	16,820	△179

2. 満期保有目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2019年3月31日現在）
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金 (注2)	4,344百万円
貸倒引当金	3,693
その他有価証券評価差額金	1,210
退職給付引当金	1,128
有価証券償却	691
固定資産の減損損失	343
減価償却費	290
賞与引当金	288
睡眠預金払戻損失引当金	175
資産除去債務	79
未払事業税	58
その他	375
繰延税金資産小計	12,680
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,882
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,881
評価性引当額 (注1)	△7,763
繰延税金資産合計	4,917
繰延税金負債	
退職給付信託返還資産評価益	△768
その他有価証券評価差額金	△531
退職給付信託設定益	△222
その他	△17
繰延税金負債合計	△1,539
繰延税金資産の純額	3,377百万円

(注1) 当事業年度において、繰越欠損金の繰越期限切れ等により繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）が3,282百万円減少しております。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度 (2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金 (※1)	1,298	413	—	2,407	224	—	4,344
評価性引当額	1,298	341	—	2,179	62	—	3,882
繰延税金資産	—	72	—	227	162	—	(※2) 462

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しています。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度から適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	3,743円83銭
1 株当たりの当期純利益金額	23円74銭
潜在株式調整後1 株当たり当期純利益金額	20円11銭

(関連当事者との取引)

1. 親会社及び法人主要株主等
該当ありません。
2. 子会社、子法人等及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (百万円)
子会社	みちのく信用 保証株式会社	所有 直接100%	—	住宅ローン等の保 証	(注)	—	—

(注) みちのく信用保証株式会社は、当行の住宅ローン等の保証を引受けており、2019年3月末の保証残高は212,940百万円であります。また、当行の同子会社に対する期中の保証料の支払額は9百万円であり、代位弁済額は438百万円であります。

3. 兄弟会社等
該当ありません。
4. 役員及び個人主要株主等
該当ありません。

第47期（2018年4月1日から 2019年3月31日まで）連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

みちのくリース株式会社

みちのく信用保証株式会社

みちのくカード株式会社

みちのく債権回収株式会社

みちのく債権回収株式会社は、新規設立により当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

みちのく地域活性化投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

みちのく地域活性化投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 2年～50年 |
| その他 | 2年～20年 |
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年～8年）に基づいて償却しております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先償権及び要注意先償権に相当する償権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、要注意先償権のうち貸出条件を緩和した一定の償権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる償権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と償権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上することとしております。
- 破綻懸念先償権に相当する償権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻先償権及び実質破綻先償権に相当する償権については、償権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての償権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付償権等については、2010年連結会計年度までは償権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として償権額から直接減額していましたが、2011年連結会計年度から直接減額を行っておりません。当連結会計年度末における2010年連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は1,180百万円であります。
- 連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般償権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念償権等特定の償権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
6. 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
7. 役員株式給付引当金の計上基準
役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役等への当行株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
9. 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り必要と認める額を計上しております。
10. 利息返還損失引当金の計上基準
利息返還損失引当金は、連結子会社のクレジットカード業務にかかる利息制限法を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績率等から将来の返還額を見積り必要と認められる額を計上しております。
11. 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理
12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
13. リース取引の収益・費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
14. 重要なヘッジ会計の方法
当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号 平成30年2月16日）に基づき、原則として繰延ヘッジを適用しております。なお、当連結会計年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はありません。
15. のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生した連結会計年度に一括して償却しております。
16. 消費税等の会計処理
当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
17. 連結納税制度の適用
当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親法人として、連結納税制度を適用しております。

追加情報

(取締役及び執行役員に対する株式給付信託 (BBT) に係る取引)

当行は、社外取締役でない取締役 (監査等委員である取締役を除きます。) 及び執行役員 (以下、あわせて「取締役等」といいます。) の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」 (以下、「本制度」といいます。) を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当行取締役会が定める役員株式給付規程に従い、役位、業績達成度等に応じて当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭 (以下、「当行株式等」といいます。) が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

2. 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く。) により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は当連結会計年度845百万円、417千株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は1,294百万円、延滞債権額は20,664百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。) のうち、法人税法施行令 (昭和40年政令第97号) 第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は772百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,731百万円であります。なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,252百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 30,237百万円

その他資産 31百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,304百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券2,000百万円及びその他資産7,000百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金315百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、350,981百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が、340,642百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 2002年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額 2,203百万円
9. 有形固定資産の減価償却累計額 19,929百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,472百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は、20,023百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益1,368百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却5百万円、債権売却損6百万円を含んでおります。
3. 当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額20百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額（百万円）
青森県内	営業用店舗	建物等	3
青森県外	営業用店舗	土地・建物等	17
合計			20

営業用店舗については、原則としてエリア営業体制の統括店を母店とする業務の関連性、補完性の強い店舗から構成されたエリア店等をグルーピングの単位とし、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	18,135	－	－	18,135	(注) 1
A種優先株式	4,000	－	－	4,000	
合計	22,135	－	－	22,135	
自己株式					
普通株式	623	2	69	556	(注) 2
A種優先株式	－	－	－	－	
合計	623	2	69	556	

(注) 1. 普通株式の自己株式の当連結会計年度末株式数には、株式給付信託（BBT）が保有する株式417千株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

 単元未満株式の買受による増加 2千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は次のとおりであります。

 株式給付信託（BBT）からの給付による減少 69千株

 単元未満株式の買増請求による減少 0千株

2. 新株予約権に関する事項

 該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年 6月27日 定時株主総会	普通株式	359百万円	20.00円	2018年 3月31日	2018年 6月28日
	A種優先株式	107百万円	26.95円	2018年 3月31日	2018年 6月28日
2018年 11月9日 取締役会	普通株式	359百万円	20.00円	2018年 9月30日	2018年12月10日
	A種優先株式	108百万円	27.15円	2018年 9月30日	2018年12月10日
合計		936百万円			

(注) 1. 2018年6月27日定時株主総会決議に基づく「配当金の総額」には、株式給付信託（BBT）が保有する当行株式（2018年3月31日基準日：486千株）に対する配当金9百万円が含まれております。

2. 2018年11月9日取締役会決議に基づく「配当金の総額」には、株式給付信託（BBT）が保有する当行株式（2018年9月30日基準日：417千株）に対する配当金8百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

① 普通株式

配当金の総額 359百万円

1株当たり配当額 20.00円

基準日 2019年3月31日

効力発生日 2019年6月26日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

② A種優先株式

配当金の総額 108百万円

1株当たり配当額 27.15円

基準日 2019年3月31日

効力発生日 2019年6月26日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、信用保証業務、クレジットカード業務、債権回収業務などの金融サービスを提供しております。

当行では、預金業務及び貸出業務並びに有価証券投資業務等を営んでおり、市場環境の変動により時価の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しております。当行では、経営環境・経済環境の変化や期間ミスマッチ等から金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（以下「ALM」という。）を行っております。

また、このようなALMの一環として、デリバティブ取引も行っております。

なお、当行の連結子会社においては、有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っている子会社や銀行業務を行っている子会社はございません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として地公体・法人向けの一般貸出金及び個人ローンであります。貸出金は、金利の変動リスクに晒されているとともに顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

貸出業務に次ぐ資金運用業務として、債券、株式等の有価証券投資を行っており、トレーディング、純投資、政策投資の目的で保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、市場の混乱など一定の環境の下で取引が困難になり損失を被る流動性リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は主として国内の法人及び個人からの預金であります。預金は金利変動リスク（市場リスク）に晒されております。

社債及び借入金、コールマネーについては、金利・市場価格の変動リスク（市場リスク）に晒されているほか、当行の信用状況が悪化した場合には、必要な資金が確保できない、または、資金の確保に当たって著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる流動性リスクに晒されております。

有価証券等のリスクコントロール及び外貨資産・負債に係る為替の変動リスク等のヘッジを主な目的として、為替予約取引、債券先物取引・同オプション取引、株価指数先物取引・同オプション取引、金利スワップのデリバティブ取引に取り組むこととしており、短期的な売買益を獲得する目的で行うデリバティブ取引については、事前に経営陣の承認を得るとともに、ポジション限度枠・ロスカットルール等を設定し、限定的に行うこととしております。

なお、ヘッジ会計の要件を満たしていない取引については、金利・為替・市場価格の変動リスク（市場リスク）及び信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

「融資の基本理念（クレジット・ポリシー）」及び「信用リスク管理規程」に従い、年度毎に「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理プログラム」を策定し、信用リスク管理の高度化を図るとともに、「クレジットポートフォリオ管理方針」にて投融资限度額を定め、これを超過または超過することが見込まれる場合には、取引方針を策定し、取締役会へ報告するなど、厳格に運用しております。加えて、大口与信先の管理態勢としては、「信用リスク管理規程」、「融資権限規程」、「企業審査手続」に従い、貸出金額が一定以上の個社またはグループ先を抽出し、大口与信先の期中業況のチェックを含めた信用格付の見直しを行っているほか、年1回、個社またはグループ先別に今後の取引方針を策定し、取締役会へ報告する態勢を構築しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部により行われ、定期的に取締役会へ報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部が監査しております。

デリバティブ取引等のカウンターパーティーリスクに関しては、与信企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 市場リスクの管理（金利・為替・市場価格の変動リスク）

市場リスクを管理するにあたっては、「市場リスク管理規程」に則り、バリュー・アット・リスク（以下「V a R」という。）及び評価損益増減・実現損益等の指標を用いて管理しており、連結会計年度毎に「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理プログラム」を策定し、市場リスク管理の高度化に継続して取り組むなど、牽制機能を発揮できる管理体制を構築しております。具体的には、市場取引（デリバティブ取引を含む）に関する組織を、取引を執行する部署（フロントオフィス）及び勘定処理や取引の照合等を行う部署（バックオフィス）を市場金融部に、市場取引に関する組織から独立したモニタリング・リスク管理部（ミドルオフィス）を経営管理部として相互牽制する体制としております。

経営管理部では、半期毎に設定するリスクリミット・損失限度枠等とこれらに対するアラームポイントに対し、日次でモニタリングを行っており、定期的にリスク量の状況について取締役会へ報告しております。

また、有価証券投資については、「市場ポートフォリオ基本規程」等に基づき、四半期毎に投資方針の策定を行っております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」、「貸出金」、「預金」であります。当行グループではこれらの金融資産及び金融負債についてV a Rを算定するに当たって、分散・共分散法（保有期間：10日～6ヶ月、信頼区間：99%、観測期間：1年）を採用しており、リスク特性を十分に勘案し算定しております。

当連結会計年度末における当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で13,183百万円となっております。

当行グループでは、モデルにより算定したV a Rと実際の損益を比較するバックテストを実行しており、テスト結果に応じ、使用計測モデルを補強する仕組みを構築しております。ただし、V a Rは過去の市場変動をベースに一定の発生確率のもと統計的に算出した市場リスク量を表しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下においてはリスクを捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

「流動性リスク管理規程」及び「資金繰り管理規程」等に則り、当行全体の資金管理、円滑な資金繰り遂行、市場環境の監視等を行い、流動性リスクの顕在化の未然防止に努めております。

また、日次でモニタリングを行い、定期的に取締役会へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	269,079	296,079	—
(2) 買入金銭債権(※1)	2,737	2,737	—
(3) 金銭の信託	16,820	16,820	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	20,023	20,127	104
その他有価証券	200,895	200,895	—
(5) 貸出金	1,519,057		
貸倒引当金(※1)	△13,368		
	1,505,689	1,529,363	23,674
資産計	2,042,245	2,066,023	23,778
(1) 預金	1,967,168	1,967,193	25
(2) 譲渡性預金	30,683	30,683	—
負債計	1,997,852	1,997,877	25
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(155)	(155)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(155)	(155)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債（自行保証付を含む）については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。また、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、通貨関連取引（為替予約）、債券関連取引（債券先物）であり、割引現在価値により算出した価額、取引所の価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (4) その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式(※1)(※2)	2,503
② 組合出資金(※3)	1,014
合計	3,517

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度における、非上場株式の減損処理額は8百万円であります。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	270,499	—	—	—	—
有価証券(※1)	7,911	134,428	37,888	3,368	11,126
満期保有目的の債券	1,263	6,868	11,592	300	—
うち社債	1,263	6,868	11,592	300	—
その他有価証券のうち満期があるもの	6,648	127,560	26,295	3,068	11,126
うち国債	—	110,000	—	—	—
社債	1,079	5,157	133	—	1,200
その他	5,569	12,403	26,162	3,068	9,926
貸出金(※2)	235,279	161,715	130,662	93,374	873,254
合計	513,690	296,144	168,550	96,742	884,381

(※1) 有価証券の償還予定額は元本額を記載しておりますが、「その他」に含まれる投資信託については時価額を記載しております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない21,389百万円、期間の定めのないもの6,829百万円は含めておりません。

(注4) 社債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預金(※1)	1,909,741	52,740	4,686	0	—
譲渡性預金	30,683	—	—	—	—
借入金(※2)	400	325	175	—	—
合計	1,940,825	53,065	4,861	0	—

(※1) 預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含まれております。

(※2) 借入金のうち、期間の定めのないもの1,000百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券(2019年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券(2019年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	14,210	14,331	121
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	5,813	5,795	△17
合計		20,023	20,127	104

3. その他有価証券（2019年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	6,933	5,421	1,511
	債券	7,427	7,404	23
	国債	—	—	—
	社債	7,427	7,404	23
	その他	22,312	21,869	443
	小計	36,673	34,695	1,978
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,924	2,347	△423
	債券	111,032	111,113	△81
	国債	110,869	110,950	△81
	社債	163	163	△0
	その他	51,264	54,841	△3,577
	小計	164,221	168,302	△4,081
合計		200,895	202,997	△2,102

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,596	895	—
債券	447,794	551	558
国債	447,794	551	558
社債	—	—	—
その他	8,471	472	—
合計	457,862	1,919	558

6. 保有目的を変更した有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
該当事項はありません。
7. 減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当連結会計年度における減損処理額は、131百万円であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。
- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
 - ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	16,820	△179

2. 満期保有目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2019年3月31日現在）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	3,896円49銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	25円79銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	21円25銭